

新型コロナウイルス感染者数の推移（日毎）（4月30日14時時点）

(人)

12

累計74人

10

8

6

4

2

0



報道発表日

■リンク無

■リンク有

新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

4/10～4/16 ⇒ 13名



0.7倍

4/17～4/23 ⇒ 9名



0.3倍

4/24～4/30 ⇒ 3名

県内発生事例の大まかな傾向と必要な対策

- ◆これまでに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者（74名）について大まかな傾向を分析
- ◆各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)	→	必要な対策
職場(10件程度)		<ul style="list-style-type: none">手洗い・咳エチケットの徹底
家庭(20件程度)		<ul style="list-style-type: none">3密(密閉・密集・密接)の回避集会・イベントの中止、参加を避ける昼間を含む外出自粛（人同士の接触を減らす）
感染経路不明(30件程度)		<ul style="list-style-type: none">夜間の外出自粛(特に接待を伴う飲食等)家族以外との会食を避ける
会食・長時間の会話(5件未満)		
カラオケ・バー等(15件程度)		
他県との往来(5件未満)		<ul style="list-style-type: none">感染拡大地域との往来を控える

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上そのため、合計は患者数と合致しない。

ゴールデンウィーク期間中（～5/6(水)）のお願い①

県外にお住まいの皆さんへ

観光地などへの旅行をはじめ、**県外から本県への移動は、新型コロナウイルスを拡散する危険性があるため、控えてください。**

県民の皆さんへ

大型連休期間中は、特に以下の取組にご協力ください。

- 1 **旅行や帰省など、他県との往来を控えてください。**
- 2 **昼夜を問わず、不要不急の外出を控えてください。**
 - ・特に**夜間の繁華街への外出を控えてください。**
 - ・**行楽地への外出、家族以外での会食は控えてください。**
 - ・**買い物などに出掛けるときは、人数を必要最小限に絞ってください。**
 - ・**公園での散歩時などは、人ととの距離を適切にとってください。**

ゴールデンウィーク期間中（～5/6(水)）のお願い②

パチンコ店などの皆さんへ

パチンコ店など県外から多くの人が集まる恐れのある
「遊技施設」の事業者の皆さんには

- ・県外から来られた方による感染拡大を防止するため、
- ・来店客には、「県外客でない」ことを確認し、
- ・県外客には、「入場をお断りする」などの対応を行って
いただこう、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症 緊急対策

ポイント

県民の皆さまの健康、生活を守ることを第一に考え、かつ経済へのダメージを最小限に食い止める観点から、第1弾、第2弾の緊急対策に引き続き必要な対策を追加措置

対策規模 約323億円

※債務負担行為234億円を含む

(第2弾で計上した予算 40億円 (+283億円))

1 感染予防、感染拡大防止 約42億円

- 検査・医療体制の強化、感染拡大防止策の実施
- 感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援

2 情報発信、相談体制の整備 約0.3億円

- 相談体制の整備
- 県民への情報発信等
- 寄附金の受け入れ

3 経済影響対策 約276億円

(1) 雇用の維持と事業の継続

- 休業者等への支援
- 雇用の維持と事業の継続

(2) 経済活動の回復

- 生産者への支援、県産品の販路確保等
- 観光需要の早期回復

4 危機事象への備え（予備費） 約5億円

第
1
弾

令和元年度予備費等で対応

第
2
弾

I. 令和2年2月議会 追加提案

約40億円

(うち債務負担行為 33億円)

新
第
3
弾

II. 補正予算（4月22日専決処分）

約40億円

(うち債務負担行為 35億円)

III. 補正予算（4月30日専決処分）

約101億円

(うち債務負担行為 52億円)

IV. 5月補正予算等（要求ベース）

※今後、予算編成の過程で金額は変更予定

約142億円

(うち債務負担行為 114億円)

対策規模 約323億円

(うち債務負担行為 234億円)

1 感染予防、感染拡大防止

新

拡

※第2弾(3/13)以降の措置

総額 約42億円

県民の皆さまの安全安心を第一に考え、必要な対策を迅速かつ的確に実施！

検査・医療体制の強化、感染拡大防止策の実施

○検査体制の強化 拡 専決

→PCR装置等の追加設置により検査体制をさらに強化

○医療提供体制の充実 拡 専決

→空床の補償による入院患者の受け入れ病床の確保、医療機関に対する個人防護具や人工呼吸器等の医療器材の整備を支援

○軽症者等宿泊療養施設の確保 新 専決

→軽症者等の宿泊療養施設を確保するため、民間宿泊施設を借り上げ

○情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップ 新 専決

→健康観察対象者の健康状態（体温・呼吸状態など）を情報通信システムを用いて把握

○県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設 新

等

感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援

○休業等要請に協力いただいた事業者に対する協力金の創設 新 専決

→感染症拡大防止のため、休業等要請に協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給

○児童生徒の居場所の確保 拡 専決

→小学校の臨時休校中の子どもの居場所確保のため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設時間を延長

○障害児の受け皿の確保 拡 専決

→特別支援学校等の臨時休校に伴う、放課後等デイサービスの利用児增加に係る費用を市町村へ補助

等

2 情報発信、相談体制の整備

総額 約0.3億円

各種相談窓口の開設や情報発信により、県民の皆さまの不安や疑問に対応できる体制を整備！

相談体制の整備

- 発熱、咳など体の健康、予防、医療機関の受診等について相談したい方
- 新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族等（心のケア相談窓口）

新型コロナウイルス健康相談センター
TEL : 088-823-9300
FAX : 088-873-9941

高知県立精神保健福祉センター
TEL : 088-821-4966

- 中小企業者の方（事業資金等の相談など）

経営相談窓口
TEL : 088-823-9697
FAX : 088-823-9138

- その他の中内容について相談したい方

新型コロナウイルス問い合わせ窓口
TEL : 088-823-9024
FAX : 088-823-9253

- 休業等要請協力金の申請手続について相談したい方

新
協力金申請手続相談センター（コールセンター）
TEL : 088-823-9063

【受付時間】
9時～17時
※受付期間中は、土日、祝日も
ご相談をお受けします

【申請受付期間】
5/1～6/15

県民への情報発信等

- 県民及び事業者への支援制度の周知

→生活福祉資金貸付や制度融資等、**県民や事業者が活用できる支援制度を周知**

各種情報は県HP内の特設ページにて随時更新しています。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVIT-19.html>

県特設ページはこちらから→



寄附金の受け入れ

新

- 「新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金」の創設
→新型コロナウイルス感染予防対策や経済影響対策等に活用するための**寄附金の受付窓口を設置**

【受付及び問い合わせ窓口】

高知県会計管理課（資金・国費担当）

TEL : 088-823-9093 FAX : 088-823-9771
E-mail : 180101@ken.pref.kochi.lg.jp

3 経済影響対策（1）雇用の維持と事業の継続

総額 約253億円

本県経済への影響の緩和を図るため、国の補正予算などを最大限活用し、**雇用の維持や事業活動の継続に向けた支援を実施！**

休業者等への支援

○生活福祉資金貸付制度の拡充 拡 専決

→休業等に伴う収入の減少により**一時的な生活資金が必要な方等**に対し、**緊急の貸付を実施**

○住居確保給付金による支援の拡充 拡 専決

→休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれがある方に対し、**住居確保給付金による支援を実施**

○県立大学及び工科大学の授業料の納期限を延長、授業料の減免措置等の支援策を周知 新

等

雇用の維持と事業の継続

○売上げが落ち込む事業者向けに、保証料・利子補給を行う融資制度を拡充

→県の新型コロナウイルス感染症対策融資及び利子補給制度の融資枠の拡充 拡 専決

→売上高等の減少による資金繰り悪化に対応するため、**国の制度を活用した実質無利子の融資制度を創設** 新

→**大口の資金需要に対応した融資制度の創設** 新 5月補正等

専決

5月補正等

○公共交通機関に対する支援 新 5月補正等

→地域の移動手段確保のため、**路線バスの運行費用等への追加補助**を実施

○農林業事業者に対する支援 新 拡 5月補正等

→肉用牛肥育経営者における**子牛の導入に対して支援**

→県営林における森林整備事業の前倒しによる実施等により、**林業事業体の事業量を確保**

等

総額 約23億円

3

経済影響対策（2）経済活動の回復

落ち込んだ本県経済のV字回復に向けて、**県産品の消費喚起や事態収束を見据えた支援を実施！**

生産者への支援、県産品の販路確保等

○県産品の販売促進・消費喚起 **新**

5月補正等

→イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している**県産品の販売促進・消費喚起のための取組みを実施**

○輸出拡大に向けた施設整備補助 **拡**

5月補正等

→輸出先国の市場変化に対応するために必要な**製造加工施設等の新設及び改修、機器の整備等に係る取組みを支援** 等

観光需要の早期回復

○観光需要喚起に向けた取組みの準備の推進 **新**

5月補正等

→新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ観光需要回復のため、国の施策と連動した**観光消費の拡大につながる取組みについて、事態収束後に速やかに展開できるよう準備を推進**

等

4

危機事象への備え

総額 約5億円

予備費（5億円）を活用し、感染拡大により新たに生じた事象等に機動的に対応！

<これまでの主な使途>

○ウイルス検査機器の購入

→PCR装置や核酸自動精製装置の購入

○医療機関や社会福祉施設等へのマスク及び消毒液等の供給

○軽症者等宿泊療養施設の体制整備

→宿泊施設「やまもも」を軽症者等の宿泊療養施設として活用

○県職員の在宅勤務の環境整備

→県職員のテレワークに必要となる機器の整備等を実施

事業者に対する支援策について

4月末までの対策

新型コロナウイルス感染症対策融資及び利子補給制度の創設

信用保証協会に支払う保証料を原則ゼロにする融資制度や金利負担を最大4年間実質ゼロにする利子補給制度の創設により、売上高等が減少している県内事業者の資金調達に対する支援を大幅に強化（3/13～4/22）

★320億円の融資枠に対し約795億円の申込みがあり、2回にわたる予算枠増額（専決）により当面の資金需要に対応

⇒これにより、総額約116億円（うち債務負担行為約110億円）を予算計上し、事業者に対する補給財源を確保！

新型コロナウイルス感染症対策短期融資制度および利子補給制度の創設

「全国統一制度（※下記参照）」が新たに創設されるまでの間、事業者の資金需要に切れ目なく対応するため、短期（償還期間1月）のつなぎ資金を融資する制度を創設（4/23～4/30）

5月以降の対策

さらに事業者支援を強化！

高知県休業等要請協力金

「高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」に基づき、**休業や営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者**に対し、高知県独自の協力金を支給

（5月1日申請受付開始）

さらに

新型コロナウイルス感染症対応資金（※全国統一制度）

国により新たに創設される**全国統一の融資制度**（都道府県の制度融資を活用した民間金融機関による**3年間実質無利子・無担保・据置期間最大5年の融資**）を活用し、事業者の資金調達を支援

（5月1日開始予定）

新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持促進特別融資（仮称）

全国統一制度や日本政策金融公庫等による資金繰り支援を活用してもなお、不足する資金需要に対応するため、**民間金融機関と協調した特別融資制度を創設**

※対象者は多数の従業員の雇用維持に必要な資金需要のある事業者を想定

高知県休業等要請協力金の概要

○「**高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等**」に基づき、

4月24日から5月6日までの間、下記 I ①②の施設を運営する事業者に、休業や営業時間の短縮を要請

⇒ **協力をいただいた事業者に対し、市町村との連携により高知県独自の協力金を支給**

I 事業者への休業要請・営業時間短縮の要請

要請期間：4月24日～5月6日（対象地域：県内全域）

1 休業要請の対象となる施設

①接待を伴う飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等（※）
（※）風営法第2条第1項第1号に該当するものに限る

②カラオケボックス、ライブハウス

（施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設）

2 営業時間短縮*の要請の対象となる施設

*午後8時～翌午前5時は休業
(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)

①飲食店

例) 料理店、居酒屋など（宅配・テイクアウトは除く）

②旅館、ホテル（施設内の宴会場など飲食提供の場に限る）

II 高知県休業等要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の①②の施設を運営する事業者のうち、

**要請期間中（令和2年4月24日から5月6日まで）に、
休業等に協力をいただいた事業者**

1事業者当たり30万円（県20万円、市町村10万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

※市町村によっては、別途協力金等が支給される場合がある

2. 予算額

15億円（県10億円、市町村5億円）

※県分は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

3. 支給スケジュール

①4/30 協力金申請要項等の公表

②5/1 申請受付開始

③5月中旬～ 協力金の支給開始

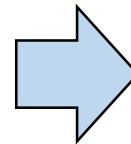
④6/15 申請受付終了

高知県休業等要請協力金 申請の流れ

1. 申請書類を入手

いずれかご都合の良い方法で入手してください。

- 県庁ホームページから
印刷またはダウンロード
- 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- 県税事務所で受け取る
(中央西県税事務所を除く)
- 各市町村役場で受け取る



2. 申請書類の作成

【記入する書類】

- 申請書
- 誓約書（自署をお願いします。）

【添付する書類】（すべて写しで可）

- 営業活動を行っていることが分かる書類
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
- 本人（法人の場合は法人代表者）確認書類
- 休業等の状況が分かる書類
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等



3. 申請書類の提出 ※持参による申請は受付けておりません。

①郵送

【注意事項】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】

〒780-8570 高知県庁
「高知県休業等要請協力金 申請受付係」行

②オンライン

現在準備中です。後日県庁ホームページでお知らせします。

【申請受付期間】

5月1日（金）～6月15日（月）

※6月15日の消印有効です。

4. 入金

5月中旬以降、口座に振込予定

※審査の結果、不支給となる場合があります。



お問い合わせ先

※お住まいの市町村ではなく、
こちらにお問い合わせください。

高知県 協力金申請手続相談センター
(コールセンター)

TEL : 088-823-9063

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土日、祝日含む。)

令和2年4月22日専決予算の概要

専決予算額 524百万円
【債務負担行為】3,516百万円

(1) 帳入

(単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	316,655		316,655	307,821	2.9
県 税	67,169		67,169	66,930	0.4
地方消費税清算金	32,531		32,531	27,838	16.9
地 方 譲 与 税	15,029		15,029	14,183	6.0
地 方 交 付 税 等(ア+イ)	188,708		188,708	185,729	1.6
(うち 地方交付税) ア	(174,918)		(174,918)	(171,027)	(2.3)
(うち 臨時財政対策債) イ	(13,790)		(13,790)	(14,702)	(△ 6.2)
財 調 基 金 取 崩 ウ	2,523		2,523	2,332	8.2
そ の 他	10,695		10,695	10,809	△ 1.1
(2) 特 定 財 源	147,111	524	147,635	153,525	△ 3.8
国 庫 支 出 金	68,901	303	69,204	69,699	△ 0.7
県 債 工	50,431		50,431	54,976	△ 8.3
(うち 行政改革推進債・退職手当債) オ	(3,000)		(3,000)	(6,000)	(△ 50.0)
減債基金(ルール外分)等 力	4,122		4,122	6,661	△ 38.1
そ の 他	23,657	221	23,878	22,189	7.6
総計 (1)+(2)	463,766	524	464,290	461,346	0.6

県債計 (イ+オ:再掲)	64,221		64,221	69,678	△ 7.8
財源不足額 (リ+オ+カ:再掲)	9,645		9,645	14,993	△ 35.7

(2) 帳出

(単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	360,129	524	360,653	354,204	1.8
人 件 費	115,668		115,668	114,126	1.4
(うち 退職手当を除く)	(103,846)		(103,846)	(102,331)	(1.5)
扶 助 費	12,321		12,321	12,303	0.1
公 債 費	65,232		65,232	65,856	△ 0.9
そ の 他	166,908	524	167,432	161,919	3.4
(2) 投 資 的 経 費	103,637		103,637	107,143	△ 3.3
普通建設事業費	97,095		97,095	97,738	△ 0.7
補 助 事 業 費	66,354		66,354	65,414	1.4
単 独 事 業 費	30,740		30,740	32,325	△ 4.9
災 害 復 旧 事 業 費	6,542		6,542	9,405	△ 30.4
総計 (1)+(2)	463,766	524	464,290	461,346	0.6

令和2年4月22日専決予算のポイント

- ① 3月追加提案補正で創設した県独自の融資制度「新型コロナウイルス感染症対策融資」について、制度創設時に予算計上した融資枠（保証料325億円（既存の融資枠を活用）、利子320億円）を大幅に上回る申込みがあり、融資枠を拡大
→保証料補給を行う融資枠 + 100億円、利子補給を行う融資枠 + 105億円

最大で425億円の融資枠を確保

- ② 5月から国により新たに創設される全国統一の融資制度（民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資・上限3千万円）を県内事業者が活用できるよう、融資枠を確保
→保証料補給及び利子補給を行う融資枠 + 175億円
- ③ ①の既存県制度を終了し、②の全国統一制度に切り替えるため、その間の空白期間が生じないよう短期のつなぎ融資制度を創設し、融資枠を確保
→保証料補給及び利子補給を行う融資枠 + 15億円（つなぎ期間の1か月間のみ）

<専決処分予算額の内訳>

(億円)

	融資枠	補給額	R2現年	R2債務
コロナ 保証料 補給	既計上	325	12.0	0.7
	所要額	425	32.1	3.2
	増額分	① 100	20.1	2.5
コロナ 利子補 給	既計上	320	29.1	0
	所要額	425	30.1	0
	増額分	① 105	1.0	0
全国統一制度	② 175	10.0	2.2	7.8
コロナ(短期)	③ 15	0.028	0.005	0.023
既存制度枠※	250	9.3	0.6	8.7
合計		40.4	5.3	35.1

②の融資枠は保証料補給と利子補給 各175億円
(補給額は利子補給のみ)

③の融資枠は保証料補給と利子補給 各15億円

※「新型コロナウイルス感染症対策融資」は既往融資制度の予算枠を活用していたため、既存制度の融資枠を確保するための専決もあわせて実施

令和2年4月30日専決予算の概要

専決予算額 4,952百万円
【債務負担行為】5,167百万円

(1) 帳入

(単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	316,655	1,207	317,862	307,822	3.3
県 税	67,169		67,169	66,930	0.4
地方消費税清算金	32,531		32,531	27,838	16.9
地 方 譲 与 税	15,029		15,029	14,184	6.0
地 方 交 付 税 等(ア+イ)	188,708		188,708	185,729	1.6
(うち 地方交付税) ア	(174,918)		(174,918)	(171,027)	(2.3)
(うち臨時財政対策債) イ	(13,790)		(13,790)	(14,702)	(△ 6.2)
財 調 基 金 取 崩 ウ	2,523	1,207	3,730	2,332	59.9
そ の 他	10,695		10,695	10,809	△ 1.1
(2) 特 定 財 源	147,635	3,745	151,380	153,525	△ 1.4
国 庫 支 出 金	69,204	3,108	72,312	69,699	3.7
県 債 工	50,431		50,431	54,976	△ 8.3
(うち行政改革推進債・退職手当債) オ	(3,000)		(3,000)	(6,000)	(△ 50.0)
減債基金(ルール外分)等 力	4,122		4,122	6,661	△ 38.1
そ の 他	23,878	637	24,515	22,189	10.5
総計 (1)+(2)	464,290	4,952	469,242	461,347	1.7
県債計 (イ+オ:再掲)	64,221		64,221	69,678	△ 7.8
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	9,645	1,207	10,852	14,993	△ 27.6

(2) 帳出

(単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	360,653	4,913	365,566	354,204	3.2
人 件 費	115,668	2	115,670	114,126	1.4
(うち退職手当を除く)	(103,846)		(103,846)	(102,331)	(1.5)
扶 助 費	12,321	150	12,471	12,303	1.4
公 債 費	65,232		65,232	65,856	△ 0.9
そ の 他	167,432	4,761	172,193	161,919	6.3
(2) 投 資 的 経 費	103,637	39	103,676	107,143	△ 3.2
普通建設事業費	97,095	39	97,134	97,738	△ 0.6
補助事業費	66,354	26	66,380	65,414	1.5
単独事業費	30,740	13	30,753	32,325	△ 4.9
災害復旧事業費	6,542		6,542	9,405	△ 30.4
総計 (1)+(2)	464,290	4,952	469,242	461,347	1.7

令和2年4月30日専決予算のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止対策や経済的な影響を最小限に食い止め、雇用の維持と事業の継続を図るため必要となる事業等、緊急性の高いものを予算計上
- 財源には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など、国の経済対策を積極的に活用

1 感染予防、感染拡大防止

40.8億円

- 休業等要請協力金(15.0億円)
→感染症拡大防止のため要請に協力いただいた事業者に対し協力金を支給
- 療養施設運営委託料(5.9億円)
→民間宿泊施設を借り上げ、軽症者等の宿泊療養施設を運営
- 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(5.9億円)
→病床確保など、緊急に必要となる医療提供体制の整備等に対し補助
- 保健衛生用品等の県による一括購入(3.7億円)
→医療用マスク等を県が一括購入し、帰国者・接触外来を設けた医療機関へ配布 等

2 情報発信、相談体制の整備

0.3億円

- 新型コロナウイルス健康相談センター運営費(0.2億円)
→相談センターの運営に必要な経費を増額 等

3 経済影響対策 (1)雇用の維持と事業の継続

8.4億円

- 生活福祉資金貸付事業費補助金(4.8億円)
→収入の減少により一時的な生活資金が必要な方等に対し、緊急の貸付を実施
- 中小企業に対する資金繰り支援(2.5億円)※債務負担51.7億円
→資金繰りのための融資枠を更に拡大
- 介護福祉機器等導入支援事業費補助金(1.1億円)
→社会福祉施設等に対し介護ロボット等の導入経費を補助 等

新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策

令和2年4月30日時点

区分	制度名		概要	支援額	連絡先	
生活支援	貸付	生活福祉資金 貸付制度 (特例措置)	緊急小口 資金 収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して貸付	20万円以内 (学校休業等の特例)	お住まいの市町村の 社会福祉協議会へ お問い合わせください	
		総合支援 資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付	60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)		
	給付	特別定額給付金		基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者に対して給付金を支給	給付対象者1人につき 10万円	お住まいの市町村へ お問い合わせください
事業支援	貸付	特別貸付 特別利子補給		売上高が急減した中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民事業：最大3千万円 中小事業：最大 1億円	日本政策金融公庫 高知支店 ●国民事業(小規模事業者) 電話：088-822-3191 ●中小事業(中小企業) 電話：088-875-0281
		制度融資		事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機関へ支払う利息を実質ゼロとする貸付	借入後当初3年以内 最大3千万円	お近くの金融機関へ お問い合わせください
	給付	雇用調整助成金		雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成緊急対応期間中(4/1~6/30)は助成内容や対象を大幅に拡充	1人1日あたり最大8,330円	お近くのハローワークへ お問い合わせください
		持続化給付金		月内売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業者：100万円以内	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 電話：0570-783183
	県	高知県休業等 要請協力金		休業や営業時間の短縮を要請する期間中（4/24～5/6）、休業等にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給	1事業者30万円	高知県協力金 申請手続相談センター (コールセンター) 電話：088-823-9063

ポイント

県民や県内事業者等を守り抜くため、**全国一律で対応すべき事項や本県の実情を踏まえた必要な対策について、全国知事会とも連携し関係省庁等に対して提言を実施**

主な提言内容

感染拡大防止

○マスク、消毒液等の衛生用品の安定的な供給等

○医療提供体制の整備に対する支援

- 感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、引き続き**医療物資の調達・供給を進める**とともに、**技術的、人的な支援を含め、医療機関が安心して医療を提供できる体制を進める**こと
- 「**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金**」の増額など、地域が必要とする医療提供体制を整備するための十分な財政措置を講じること

経済影響対策

○感染拡大により影響を受けた事業者への支援

- 「**民間金融機関を通じた資金繰り支援**」について、大口の資金需要にも対応できるよう、**融資上限額の引き上げ**を行うとともに、国制度に先駆けて実施した**本県制度融資に要した費用を措置**すること
- 「**持続化給付金**」について、**売上げ要件など支給要件の緩和**を図るとともに、**複数回支給**するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となるよう改善を図ること
- 甚大な影響を受けている**宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業など**に対して**抜本的な経営支援策**を講じること
- 事業者の**家賃負担を軽減する支援制度**を早急に講じること

○休業や失業により世帯収入が減少した家庭への支援

- 生活福祉資金貸付制度**における**償還免除**に関する**要件緩和、据置期間の延長など**、更なる措置を講じること

○「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充等

- 臨時交付金の総額の大幅な拡充**を行うこと。また、後年度負担が生じる施策にも活用可能となるよう、**基金への積立を認める**とともに、交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう配慮すること

1 感染予防、感染拡大防止

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（2/13～） → 特措法に基づく対策本部に移行（3/26～） → <u>特措法に基づく外出自粛、休業要請（5/6まで）</u> → <u>特措法によらない営業時間短縮（5/6まで）</u>	危機管理部
	②国の「クラスター対策班」の受け入れ（3/3～3/12）	健康政策部
	③ウイルス検査体制の強化 → PCR装置1台（3/4～）、核酸自動精製装置2台（3/10～）を追加設置	
	④PCR検査の実施に要する検査試薬、個人防護具等の確保	
	⑤感染症指定医療機関における患者の受け入れ病床の拡充 → 11床→23床程度へ拡大（3/13）	
	⑥感染症指定医療機関以外における入院患者受入の拡充（7病院54床（4/27時点））	
	⑦帰国者・接触者外来等の拡充（4病院→24病院（4/27時点））	
	⑧感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来及びその他医療関係機関へのマスクの供給 → 約67万枚配布済み（4/27時点。今後の追加分は順次配布）	
	⑨ <u>帰国者・接触者外来受診、入院医療に係る費用を公費により負担（2/13～）</u>	
	⑩帰国者・接触者外来の設備整備支援 → 簡易ベッド、個人防護服など	
	新 ⑪宿泊施設「やまもも」を軽症者等の宿泊療養施設として活用（4/13～）	

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止（続き）

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	⑫特別支援学校等の臨時休校に伴う障害児の受け皿の確保 → 放課後等デイサービス事業所の受入拡大・利用児増加にかかる費用を市町村等へ補助（23市町村等）、長期休暇支援事業の前倒し実施への支援（1町）	地域福祉部 教育委員会
	⑬社会福祉施設等へのマスク及び消毒液の供給（マスク：約43万枚）	
	⑭幼稚園で使用する保健衛生用品の購入経費への支援（31園） → 子ども用マスク、消毒液等（※保育園・幼保連携型認定こども園については国から直接支援）	
	⑮放課後児童クラブ等の活用による児童生徒の居場所の確保の要請	
	⑯放課後子ども教室の臨時開設に伴う財政的支援（※放課後児童クラブについては国から直接支援）	
	⑰県立学校の臨時休校（5/8まで）及び市町村立学校への臨時休校検討の要請 ※5/22まで臨時休校延長の方針（5/7までに正式決定）	
	新 ⑱家庭学習の支援のための授業動画（小2～高3）を作成し、県教育センターのホームページで公開	
	新 ⑲特別支援学校へのマスク及び消毒液の供給（2万枚）	
	⑳クルーズ船寄港時における受入態勢の強化 → サーモグラフィー、ゴーグル、マスク、体温計の配備	土木部
	㉑クルーズ船寄港時における感染拡大防止策のさらなる充実 → アルコール消毒液準備	

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止（続き）

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	<p>②県立施設の休館等 → 文化施設、オーテピア、のいち動物公園、牧野植物園など（5/6まで）</p> <p>新 ③工事現場等における感染予防や3密の回避・対策の徹底</p>	各部局
実施予定 又は 検討中	<p>拡 ①入院患者の受け入れ病床の確保</p> <p>拡 ②入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）等の設備整備を支援</p> <p>新 ③重症者に対応できる医師・看護師等の派遣費用や医師が感染した場合の代替医師確保費用を公費負担</p> <p>新 ④休業した医療機関が再開するために必要となる消毒費用等を補助</p> <p>新 ⑤軽症者等宿泊療養施設の確保</p> <p>拡 ⑥ウイルス検査体制のさらなる強化 → PCR装置1台、核酸自動精製装置1台、遠心機2台等を追加設置</p> <p>拡 ⑦帰国者・接触者外来の設備整備支援を拡充</p> <p>拡 ⑧感染管理専門家による医療機関の実地支援を拡充</p> <p>新 ⑨情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップを実施</p>	健康政策部

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止（続き）

分類	主な内容	部局名
実施予定 又は 検討中	新 ⑩高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における個室化等に要する経費を支援	地域福祉部
	新 ⑪高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染拡大の防止のための消毒に必要な費用を補助	
	拡 ⑫障害者の在宅就労推進のため、障害者就労支援事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援	
	新 ⑬在宅障害者等の地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制の強化	
	新 ⑭感染性廃棄物を始めとする産業廃棄物取扱事業者が使用するマスクの確保	
	新 ⑮学校給食再開に向けて学校給食調理業者が行う職員研修や設備等購入経費を支援	
	新 ⑯県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設	

下線は3/31時点からの変更箇所

2 情報発信、相談体制の整備

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①新型コロナウイルス健康相談センターの設置（2/4～） <u>（相談件数 12,850件（4/26時点））</u>	健康政策部
	②新型コロナウイルス感染症ポータルサイト（県HP内の特設ページ）の開設（2/25～）	総務部
	③新型コロナウイルス感染症対策本部における電話相談ダイヤルの設置（3/3～） <u>（相談件数 1,999件（4/24時点））</u>	危機管理部 総務部
	④感染者やご家族など関係者の心理的ケアを行う、「心のケア相談窓口」を開設（3/10～）	地域福祉部
	新 ⑤在宅障害者について相談支援専門員等の専門職による個別訪問等の支援を実施	
	⑥各商工会議所等における経営相談窓口の設置（1/29～）	商工労働部
	⑦中小企業の事業資金等に関する相談窓口の設置（2/27～）	
	新 ⑧高知県休業等要請協力金に関する相談窓口の設置（4/23～）	
	⑨農林水産事業者の業況悪化に対応する融資制度の周知	農業振興部 林業振興・環境部 水産振興部
	⑩感染児童の在籍校へのスクールカウンセラーの集中派遣	教育委員会
	⑪高知県警察新型コロナウイルス対策本部の設置（3/2～） → 混乱に乘じた犯罪の予防及び取り締まり	警察本部
実施予定 又は 検討中	新 ⑬通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報及びICT化支援	地域福祉部
	新 ⑭遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化	

3 経済影響対策

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①自立相談支援機関等における生活困窮者への相談支援	地域福祉部 産業振興推進部 商工労働部
	②休業等により収入が減少する方等への支援 → 生活福祉資金貸付の特例貸付(貸付実施2,213件、4億3,623万円 (4/24時点))、母子父子寡婦福祉資金の貸付	
	新 ③県内外量販店への地産地消販売応援等の提案 → 売上げに大きな影響が出ている土産物や土佐酒を中心に、県内外量販店へ応援販売を提案	
	新 ④県内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援 → テイクアウトやデリバリーの紹介サイトを高知家のホームページ (4/23～)、SNSで情報発信	
	⑤県の制度融資による支援 → 経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資(令和元年度実行分100億円以上の融資枠を確保)(2/27～) → 新型コロナウイルス感染症対策融資制度(3/13～)及び新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度(3/24～)の創設 → 既存融資制度の要件緩和等(3/13～)	
	⑥保証付き融資の保証対象企業の拡大等 → 旅行業に加え、宿泊業、飲食業等40業種を対象に追加(3/6) → 738業種に拡大 (4/8～)	
	⑦国の資金繰り対策（第2弾） → 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」「特別利子補給制度」の創設、マル経融資の金利引き下げ、危機関連保証(100%保証)の初発動 等	
	⑧国によるサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等への支援	
	⑨国による雇用調整助成金の特例措置の追加実施 → 休業時の雇用維持に対する助成	

3 経済影響対策（続き）

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	<p>新 ⑩県工事の早期発注</p>	各部局
	<p>拡 ①児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給</p> <p>新 ②休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金による支援を実施</p> <p>新 ③事業を継続するための社会福祉施設等への介護職員等の派遣を支援</p> <p>新 ④高齢者施設及び障害者施設に対する介護ロボット、ICT機器等の導入支援</p>	地域福祉部
実施予定 又は 検討中	<p>新 ⑤県内事業者の県産品販売拡大の取組みを支援 → 展示商談会出展旅費やEC活用促進に対して補助を実施</p> <p>拡 ⑥事業者が実施する輸出拡大に向けた施設整備への支援</p> <p>新 ⑦商店街振興組合等が実施する感染症対策やにぎわい創出等の取り組みへの支援</p> <p>新 ⑧公共交通事業者への支援 → 地域の移動手段確保のため、路線バスの運行費用等への追加補助を実施</p> <p>新 ⑨観光客誘致のための大型イベントなどの実施・支援</p> <p>新 ⑩本県への宿泊客に対し、旅行代金の一部を助成</p>	<p>産業振興推進部</p> <p>商工労働部</p> <p>中山間振興・交通部</p> <p>観光振興部</p>

3 経済影響対策（続き）

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施予定 又は 検討中	新 ⑪イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している県産園芸品等の販売促進	農業振興部
	新 ⑫肉用牛肥育経営者に対する子牛導入に対して支援	
	新 ⑬JAバンク高知による貸付けに対する利子補給の実施	
	拡 ⑭県営林における森林整備事業の前倒しによる実施等により、林業事業体の事業量を確保	林業振興・環境部
	新 ⑮原木在庫の一時保管場所確保への支援	
	新 ⑯需要が減少している養殖魚や高級魚を含む県産水産物の販売促進・消費拡大	水産振興部
	新 ⑰県立中学校及び県立特別支援学校における1人1台端末、出入力支援装置等の整備	教育委員会
	新 ⑱県立中・高・特別支援学校の遠隔学習機能の強化 → 遠隔学習を行うためのカメラ・マイク・スピーカー等の設置	
	新 ⑲緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 → 県立中・特別支援学校に通学している生徒で、Wi-Fi環境が整っていない家庭にモバイルルータを貸与	

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①個人事業税の申告期限の延長（3/16→ <u>当面の間</u> ）	総務部
	②高圧ガス設備の保安検査、LPガス設備の点検調査等に係る期間の延長 (期間の末日が4/10~9/30の場合に限り4ヶ月延長)	危機管理部
	③液化石油ガス設備士等に係る講習の受講期限の延長（最大1年）	
	④国民健康保険、後期高齢者医療制度等の資格取得の届出等が遅延する場合の弾力的な対応	健康政策部
	⑤国民健康保険料等の徴収猶予・ <u>減免</u> に関する弾力的な運用	
	⑥第一号介護保険料減免に関する弾力的な運用	地域福祉部
	⑦障害支援区分、要介護認定・要支援認定の認定期間の延長（最大12ヶ月）	
	⑧放課後等デイサービス事業の提供時間等が変更になった際の届出の弾力的な対応（事後も可）	
	⑨児童扶養手当や特別児童扶養手当等の認定請求等が遅延する場合の弾力的な対応	
	⑩ <u>県立大学及び工科大学の授業料の納期限を延長、授業料の減免措置等の支援策を周知</u>	文化生活スポーツ部
	⑪特定非営利活動法人の事業報告書等の提出が遅延する場合の弾力的な対応	

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置（続き）

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	⑫産業廃棄物処理業等の更新手続きに関する弾力的な対応（講習会の受講修了証の事後提出も可）	林業振興・環境部
	⑬水産用ワクチン接種作業への従事に関する弾力的な対応 (講習会未受講者も条件付きで従事を可能に)	水産振興部
	⑭県発注の工事現場を閉所又は建設工事を一時中止する場合等に関して受注者の責によらないこととする取扱いの実施	各部局
	⑮県発注の工事における監理技術者等の配置に関する弾力的な運用（短期間の離任や途中交代等）	土木部
	⑯建築士の定期講習を受講できなかった場合における弾力的な対応	
	⑰運転免許証の更新手続きが困難な方への弾力的な対応 (有効期間の末日が3/13～7/31の方に限り3ヶ月延長)	警察本部
	⑱仮運転免許証の有効期間や運転免許試験における技能試験免除期間の延長 (当該期間が4/7～5/6の間を含む場合に限り30日間延長)	
	⑲自動車教習の受講期間の延長（休校又はやむを得ず中断した期間）	
	⑳銃砲刀剣類の一斉検査の実施期間の延長（4/1～5/8→12/31）	